

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：金ヶ崎町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.3%
全職員	75.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	98.2%
本庁課長補佐相当職	98.6%
本庁係長相当職	101.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	132.4%
31～35年	92.8%
26～30年	96.3%
21～25年	93.4%
16～20年	—
11～15年	88.4%
6～10年	90.2%
1～5年	87.8%

【説明欄】

- ・医師は本公表資料の算定から除外している。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、会計年度任用職員について、女性の割合が71.4%であり、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・国及び県等の他機関からの「任期の定めのない常勤職員」としての出向等については、調査要領に基づき、当町における任用開始日以降の期間により算出していることから、勤続年数1～5年の区分において男女の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。